

山梨県公報

号外第一号

平成十四年
一月二十五日

金 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十四年一月二十五日

山梨県監査委員	小 林 二 三
同	早 川 正 秋
同	白 倉 政 司
同	中 村 照 人

1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
森林環境部 森林環境総務課 環境活動推進課 大気水質保全課 環境整備課 みどり自然課 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課 全国植樹祭推進課	平成13年11月6日
土木部 土木総務課(技術管理室) 用地課 道路建設課 高速道路推進課(旧中央道自動車用地事務所) 道路維持課 治水課(ダム建設室) 砂防課 都市計画課 下水道課 住宅課 建築指導課	平成13年11月8日
総務部 人事課 職員厚生課 財政課 税務課 管財課 管繕課 私学文書課 市町村課 消防防災課	平成13年11月9日
農政部 農政総務課(指導検査室) 農村振興課 果樹園芸課	平成13年11月13日

畜産課 花き農産課 農業技術課 耕地課	
------------------------------	--

- 2 監査対象期間
平成12年度
- 3 監査の方法
監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

- 4 監査結果処理区分
監査結果は次のとおり区分した。
 - (1) 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
 - (2) 文書指導事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
 - (3) 口頭注意事項
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- 5 監査結果
財務に関する事務の執行全般については、一部で改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。
監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)									0
指導(件)	13	9	2	3	3	7	2		39
注意(件)	1	5	3	2	3	2			16
合計	14	14	5	5	6	9	2	0	55

6 監査結果の概要
不適切な事務処理として、公表すべき指摘事項はなかったが、文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
手数料、使用料の調定事務に不備があり改善を要するもの
収入未収金の回収及び債権管理に改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項
過年度の雑部金の処理に不備があり改善を要するもの
資金前渡に係る事務処理に不備があり改善を要するもの
補助金交付について申請者と交付者が双方代理であり改善を要するもの
- (3) 給与に関する事項
旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの
住居手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
扶養手当の認定手続きに誤りがあり改善を要するもの
- (4) 契約に関する事項
契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
随意契約で見積書の取扱いに不備があり改善を要するもの
- (5) 工事に関する事項
杭のコンクリート充填量の計算方法に検討を要するもの
公共補償の方法が不適切で改善を要するもの
- (6) 財産管理に関する事項
基金の運用益の取扱いが不適切であり改善を要するもの
- (7) 物品管理に関する事項
備品台帳と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの
物品の調達手続きが不適切であり改善を要するもの